

岐阜県家庭における暴力防止等協議会設置要綱

(目的)

第1条 児童虐待、配偶者暴力（以下「DV」という。）等家庭における暴力の未然防止及び被害者保護並びに要保護児童及びその保護者に関する情報の交換その他要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関が持つ人的・社会的資源を最大限活用した連携体制の整備並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）等の円滑な運用を図ることを目的として、岐阜県家庭における暴力防止等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、DV防止法第5条の2第1項に規定する関係機関等により構成される協議会として設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために以下の事項について連絡調整及び検討を行う。

- (1) 家庭における暴力の防止等、早期発見、早期対応等のための関係機関の連携の推進に関する事項
- (2) 家庭における暴力の防止等に係る県民等への情報提供、啓発に関する事項
- (3) その他家庭における暴力の防止等に関する事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表1から別表4までに掲げる者とし、別表1及び別表2に掲げる者については事務局が選任する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 協議会の会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、事務局が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、次の専門部会を置く。

- (1) 要保護児童対策専門部会
- (2) 配偶者暴力等防止専門部会

第7条 要保護児童対策専門部会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 児童虐待等の早期発見及び早期対応のための関係機関の連携の推進に関する事項
- (2) 児童虐待防止等に係る県民等への周知、啓発に関する事項
- (3) 被虐待児童及び家庭への援助のあり方に関する事項
- (4) 市町村における要保護児童対策地域協議会の推進に関する事項
- (5) その他要保護児童及びその保護者に関する事項

第8条 配偶者暴力等防止専門部会は、次の事項について検討を行う。

- (1) DV等に係る通報、相談、保護及び自立支援のための関係機関の連携の推進に関する事項
- (2) DV等の防止及び被害者の保護に関する県民等への周知、啓発に関する事項
- (3) 被害者の保護、自立支援及び加害者への支援のあり方に関する事項
- (4) 配偶者暴力等防止地域協議会に関する事項
- (5) 困難な問題を抱える女性支援調整会議実務者会議に関する事項
- (6) その他DV等の防止に関する事項

第9条 要保護児童対策専門部会の会員は、別表1及び別表3に掲げる者とし、別表1に掲げる者については事務局が選任する。

- 2 配偶者暴力等防止専門部会の会員は、別表2及び別表4に掲げる者とし、別表2に掲げる者については事務局が選任する。

第10条 専門部会にそれぞれ部会長を置くこととし、会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 3 部会長に事故あるときは、部会長が指名する会員がその職務を代理する。

第11条 専門部会は、事務局が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第12条 協議会の委員は、DV防止法第5条の3の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、岐阜県子ども・女性部男女共同参画推進課に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年3月19日から施行する。
- 2 岐阜県児童虐待防止協議会設置要綱（平成13年3月23日）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年11月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年1月26日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年11月20日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年9月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成29年5月10日までとする。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（要保護児童対策専門部会）

岐阜県医師会	団体・機関から推薦のあった者
岐阜県小児科医会	〃
岐阜県弁護士会	〃

岐阜県市長会	〃
岐阜県町村会	〃
岐阜地方法務局	〃
岐阜県人権擁護委員連合会	〃
岐阜家庭裁判所	〃
岐阜地方検察庁	〃
岐阜県小中学校長会	〃
岐阜県公立幼稚園長会	〃
岐阜県私立幼稚園連合会	〃
岐阜県民生・児童委員協議会	〃
岐阜県児童福祉協議会	〃
岐阜県市町村保健活動推進協議会保健師部会	〃
岐阜県保育研究協議会	〃
ぎふCAP	〃

別表 2 (配偶者暴力等防止専門部会)

学識経験者	配偶者暴力等の防止に関して識見を有する者
岐阜県医師会	団体・機関から推薦のあった者
岐阜県精神科医会	〃
岐阜県弁護士会	〃
岐阜県市長会	〃
岐阜県町村会	〃
岐阜公証人会	〃
岐阜地方法務局	〃
岐阜県民生・児童委員協議会	〃
岐阜労働局	〃
岐阜県福祉事業団	〃
手をつなぐ女たちの会	〃
日本司法支援センター岐阜地方事務所	〃

別表 3 (要保護児童対策専門部会)

岐阜県教育委員会	学校安全課長
岐阜県警察本部	少年課長
岐阜県保健所長会	保健所長会で選任された保健所長
岐阜県中央子ども相談センター	所長
岐阜県子ども・女性部	子ども・女性政策課長
	子ども家庭課長
	男女共同参画推進課長

別表 4 (配偶者暴力等防止専門部会)

岐阜県環境エネルギー生活部	人権施策推進課長
岐阜県警察本部	人身安全対策課長
岐阜県岐阜地域福祉事務所	福祉課長
岐阜県女性相談支援センター	所長
岐阜県子ども・女性部	子ども家庭課長
	男女共同参画推進課長